

NPO 法人 地域アフタースクール KANAERU 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 地域アフタースクール KANAERU という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市北区清水新地 4 丁目 7-46 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域の保護者や学校、ボランティアやクラブチームなどの地域コミュニティと連携して、子どもたちが安心して交流できる場を提供する事業を行い、子どもの健全育成と経済格差や運動格差の低減に寄与し、地域社会へ公益的に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 子どもの活動における育成事業
- ② 放課後プログラム提供事業
- ③ 学童保育所管理運営事業
- ④ 子どもの環境に適した施設の紹介・サポート事業
- ⑤ 前各号に掲げる事業に付帯関連する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 地域会員 この法人の事業を賛助するために入会した活動地域の個人及び法人
- (4) マンスリーサポート この法人の目的に賛同してマンスリーでサポートする個人及び法人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費並びに拠出金品の不返還)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既に納められた入会金、会費、その他拠出金品は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上2人以内

- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことが出来る。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会により議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	河野 孝明
理事	清村 浩太郎
理事	彌富 信輔
監事	馬場 未保

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和5年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和5年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

個人

- (1) 正会員入会金 10,000 円
正会員会費 10,000 円 (1年間分)
- (2) 賛助会員会費 3,000 円 (1年間分)
- (3) 地域版賛助会員会費 3,000 円 (1年間分)
- (4) マンスリーサポート 1,000 円~/一口

法人

- (1) 正会員入会金 50,000 円
正会員会費 100,000 円 (1年間分)
- (2) 賛助会員会費 50,000 円 (1年間分)
- (3) 地域版賛助会員会費 10,000 円 (1年間分)
- (4) マンスリーサポート 5,000 円~/一口

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

2019年国民生活基礎調査によると7人に1人の子どもが貧困状態にあると言われて
います。

昨今、シングル家庭や共働き世帯は急増しており、小学生の放課後児童クラブへ入り
たいが入れない、いわゆる待機児童数も毎年過去最高を記録し続けています。

また、学校の働き方改革により、小学校の部活動が廃止になるほど、上記の環境を持
つご家庭には子育てが容易ではない環境にあるとも言えます。

また、「働きたいが、子どもを預ける場所がない」「子どもを預ける場所はあるがその
場合利用料が高い」「社会体育の場合、保護者の参加のウエイトも高いためハードルが
高い」など、私たちの身近なところでもシングル家庭や共働き世帯の子育てに関する悩
みを多く聞かれます。

私たちは「子どもたちの未来は誰かとの出会いによって変わる」と考えています。
そのためには、地域と連携・協働し、地域参加型子育て環境を構築していく必要があり、
公営の学童クラブと同価格帯で、1年生から6年生までを対象にしたアフタースクール
が必要であると考えています。

しかし、学童保育の運営費だけでは事業費が賄えず、会費を上げてしまうと目的で
ある経済格差による学びの平等化への根本的な解決に繋がらない。子どもたちの経済格
差・運動格差をなくし、平等に教育の機会を得る環境を構築し、保護者の子育てに対す
る包括的な不安を軽減していくためにも NPO としての立場での法人化が必要と考え設
立することにいたしました。

2 申請に至るまでの経過

2017年4月～2019年3月 小学校部活動が社会体育に変更の際に、子どもたちが安心
して参加できる社会体育チームの設立を中心メンバーとして参画した。

2018年4月～2020年3月 社会体育参加予定の子どもたちへの支援活動として、1・2
年生を対象に、小学校の協力のもと、学校の空き教室を借りて、宿題や練習(野球)の見
守りと指導を行った。

2020年4月～2020年6月 コロナ禍で、小学校の2校区で休校の間は、給食が休止と
なるため、栄養のある昼食を満足に摂れない子どもたちも多くいた。

そこで、経営する飲食事業の協力を得て、各家庭や学校の先生へお弁当の配達を行った。(安価に提供/学校の協力のもと安心メールを活用し保護者へ情報発信)

これらの活動から、更に活動範囲や支援の輪を広げるべく、課題解決に向けて仲間を募り、NPO 法人化について話し合った。

- ・2022年1月：設立の発起人会を開催し、設立の準備をスタート
- ・2022年4月28日：設立総会を開催
- ・現在に至る

2022年6月10日

法人名 NPO 法人 地域アフタースクール KANAERU
設立代表者 氏名 河野 孝明

初年度事業計画書

設立の日から令和 5年 3月 31日まで

法人名：NPO 法人 地域アフタースクール KANAERU

1 事業実施の方針

小学生の放課後時間を有意義な時間とすべく、地域と連携し、1年生～3年生の小学生には小学校の空き教室や施設等において、学習サポートや預かりサービスを本事業を通して支援していきます。

また、小学4年生～6年生の希望者には、地域の専門性のあるクラブチームや学習塾等と連携・協働し、企画・管理・運営を行い、子どもと保護者が安心して子どもの可能性を広げて、健全な育成を図れる環境を構築していきます。

また初年度は、本事業の基盤の構築を行うとともに、当法人の地域からの理解と知名度の向上を図るべく、SNS や WEB サイト等を通して積極的に活動内容を発信していきます。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
子どもの活動における育成事業	放課後の見守り宿題や運動の支援	週5日 放課後(児童の下校時刻)から19時まで	小学校施設等	5名	放課後見守り育成対象の小学生30名	3,856
	スポーツ他体験学習	月数日(月3-4回)	小学校施設及び公営施設	3名	放課後見守り育成対象の小学生50名	2,571
放課後プログラム提供事業	放課後にスポーツや手芸、学習などの支援	週5日 放課後(児童の下校時刻)から19時まで	小学校施設等	5名	放課後見守り育成対象の小学生30名	3,856
学童保育所管理運営事業	事業実施に向けた準備	-	-	-	-	-
子どもの環境に適した施設の紹介・サポート事業	事業実施に向けた準備	-	-	-	-	-
前各号に掲げる事業に付帯関連する事業	Web サイトや SNS 等での情報発信	通年	法人事務所	1名	不特定多数	0

翌年度事業計画書

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

法人名： NPO 法人 地域アフタースクール KANAERU

1 事業実施の方針

翌年度は、活動地域を 2-3 カ所に増やし、初年度に地域と連携し構築した本事業を他区域のシングル家庭や共働き世帯の同じ子育ての問題を抱えたご家庭へサービスを展開していく。

本事業は、熊本市内に係わらず全国的に同じ問題を抱えるご家庭は多い。

その為、今後の事業を広域的に展開していけるように、企画・管理・運営・協働の体制の基盤づくりを同時進行で行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
子どもの活動における育成事業	放課後の見守り宿題や運動の支援	週 5 日 放 課 後 (児 童 の 下 校 時 刻) から 19 時 まで	小学校施設等	10 名	放課後見守り育成対象の小学生 60 名	5,313
	スポーツ他体験学習	月 数 日 (月 3-4 回)	小学校施設及び公営施設	3 名	放課後見守り育成対象の小学生 50 名	3,542
放課後プログラム提供事業	放課後にスポーツや手芸、学習などの支援	週 5 日 放 課 後 (児 童 の 下 校 時 刻) から 19 時 まで	小学校施設等	10 名	放課後見守り育成対象の小学生 60 名	5,313
学童保育所管理運営事業	学童クラブの運営	通年	小学校施設	10 名	放課後見守り育成対象の小学生 60 名	0
子どもの環境に適した施設の紹介・サポート事業	子どもの環境に合わせた施設の紹介・サポート	通年	法人事務所	10 名	放課後見守り育成対象の小学生 ※人数は随時対応	0
前各号に掲げる事業に付帯関連する事業	Web サイトや SNS 等での情報発信	通年	法人事務所	1 名	不特定多数	0

初年度 活動予算書

設立の日から令和 5年 3月 31日まで

(法人名：NPO法人 地域アフタースクール KANAERU)

科目	金額 (単位：円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
【個人】		
正会員受取入金(10,000円/初回)	150,000	
正会員受取会費(10,000円/年)	150,000	
賛助会員受取会費(3,000円/年)	300,000	
マンスリーサポート	675,000	
【団体】		
正会員入会金(50,000円/初回)	250,000	
正会員受取会費(100,000円/年)	500,000	
賛助会員受取会費(50,000円/年)	750,000	
地域会員受取会費(10,000円/年)	50,000	
マンスリーサポート	1,140,000	3,965,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	1,000,000	1,000,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	1,000,000	1,000,000
4 事業収益		
放課後の見守り宿題や運動の支援 事業収益	3,500,000	
放課後にスポーツや手芸、学習などの支援 事業収益	3,500,000	
事業収益合計		7,000,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収入		0
経常収益計		12,965,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当(2人分)	4,800,000	
役員報酬	2,400,000	
臨時雇賃金	800,000	
法定福利費	536,000	
人件費計	8,536,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	80,000	
通信運搬費	80,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品費	320,000	
備品費	240,000	
水道光熱費	120,000	
地代家賃	400,000	
支払保険料	120,000	
会議費	0	
車両費	288,000	
その他経費計	1,748,000	10,284,000
事業費計		
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	40,000	
通信運搬費	40,000	
印刷製本費	50,000	
消耗品費	160,000	
備品費	120,000	
水道光熱費	120,000	
地代家賃	200,000	
支払保険料	120,000	
会議費	36,000	
支払手数料	360,000	
広報費	360,000	
その他経費計	1,606,000	1,606,000
管理費計		
経常費用計		11,890,000
当期経常増減額		1,075,000
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額		1,075,000
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		1,075,000

翌年度 活動予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月 31日まで

(法人名：NPO法人 地域アフタースクール KANAERU)

科目	金額 (単位：円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
【個人】		
正会員受取入会金(10,000円/初回)	300,000	
正会員受取会費(10,000円/年)	300,000	
賛助会員受取会費(3,000円/年)	600,000	
マンスリーサポート	810,000	
【法人】		
正会員入会金(50,000円/初回)	500,000	
正会員受取会費(100,000円/年)	1,000,000	
賛助会員受取会費(50,000円/年)	1,500,000	
地域会員受取会費(10,000円/年)	100,000	
マンスリーサポート	1,368,000	6,478,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	2,000,000	2,000,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	2,000,000	2,000,000
4 事業収益		
放課後の見守り宿題や運動の支援 事業収益	4,375,000	
放課後にスポーツや手芸、学習などの支援 事業収益	4,375,000	
事業収益合計		8,750,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収入		0
経常収益計		19,228,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当(2人分)	4,800,000	
役員報酬	2,400,000	
臨時雇賃金	2,400,000	
法定福利費	1,072,000	
人件費計	10,672,000	
(2) その他経費		
旅費交通費	160,000	
通信運搬費	160,000	
印刷製本費	200,000	
消耗品費	640,000	
備品費	480,000	
水道光熱費	240,000	
地代家賃	800,000	
支払保険料	240,000	
会議費	0	
車両費	576,000	
その他経費計	3,496,000	14,168,000
事業費計		14,168,000
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当		
役員報酬		
法定福利費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	80,000	
通信運搬費	80,000	
印刷製本費	100,000	
消耗品費	320,000	
備品費	240,000	
水道光熱費	240,000	
地代家賃	400,000	
支払保険料	240,000	
会議費	72,000	
支払手数料	720,000	
広報費	720,000	
その他経費計	3,212,000	3,212,000
管理費計		3,212,000
経常費用計		17,380,000
当期経常増減額		1,848,000
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額		1,848,000
法人税		81,000
税引後当期正味財産増減額		1,788,000
前期繰越正味財産額		1,075,000
次期繰越正味財産額		2,863,000

活動予算書の注記（初年度）

法人名：NPO法人 地域アフタースクール KANAERU

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によります。

2. 事業費の内訳

単位：円

定款の事業名 科目	子どもの活動における育成事業		放課後プログラム提供事業	前各号に掲げる事業に付帯 関連する事業	合 計
	放課後の見守り 宿題や運動の支援 事業費	スポーツ他体験学習 事 業費	放課後にスポーツや手 芸、学習などの支援 事 業費	WebサイトやSNS等での 情報発信 事業費	
(1) 人件費					
給料手当	1,800,000	1,200,000	1,800,000	0	4,800,000
役員報酬	900,000	600,000	900,000	0	2,400,000
臨時雇賃金	300,000	200,000	300,000	0	800,000
法定福利費	201,000	134,000	201,000	0	536,000
人件費計	3,201,000	2,134,000	3,201,000	0	8,536,000
(2) その他経費					
旅費交通費	30,000	20,000	30,000	0	80,000
通信運搬費	30,000	20,000	30,000	0	80,000
印刷製本費	37,500	25,000	37,500	0	100,000
消耗品費	120,000	80,000	120,000	0	320,000
備品費	90,000	60,000	90,000	0	240,000
水道光熱費	45,000	30,000	45,000	0	120,000
地代家賃	150,000	100,000	150,000	0	400,000
支払保険料	45,000	30,000	45,000	0	120,000
会議費	0	0	0	0	0
車両費	108,000	72,000	108,000	0	288,000
その他経費計	655,500	437,000	655,500	0	1,748,000
合 計	3,856,500	2,571,000	3,856,500	0	10,284,000

活動予算書の注記（翌年度）

法人名：NPO法人 地域アフタースクール KANAERU

1. 重要な会計方針
活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によつて
います。
2. 事業費の内訳

単位：円

定款の事業名 科目	子どもの活動における育成事業		放課後プログラム提供事業	前各号に掲げる事業に付帯 関連する事業	合 計
	放課後の見守り 宿題や運動の支援 事業費	スポーツ他体験学習 事 業費	放課後にスポーツや手 芸、学習などの支援 事 業費	WebサイトやSNS等での 情報発信 事業費	
(1) 人件費					
給料手当	1,800,000	1,200,000	1,800,000	0	4,800,000
役員報酬	900,000	600,000	900,000	0	2,400,000
臨時雇賃金	900,000	600,000	900,000	0	2,400,000
法定福利費	402,000	268,000	402,000	0	1,072,000
人件費計	4,002,000	2,668,000	4,002,000	0	10,672,000
(2) その他経費					
旅費交通費	60,000	40,000	60,000	0	160,000
通信運搬費	60,000	40,000	60,000	0	160,000
印刷製本費	75,000	50,000	75,000	0	200,000
消耗品費	240,000	160,000	240,000	0	640,000
備品費	180,000	120,000	180,000	0	480,000
水道光熱費	90,000	60,000	90,000	0	240,000
地代家賃	300,000	200,000	300,000	0	800,000
支払保険料	90,000	60,000	90,000	0	240,000
会議費	0	0	0	0	0
車両費	216,000	144,000	216,000	0	576,000
その他経費計	1,311,000	874,000	1,311,000	0	3,496,000
合 計	5,313,000	3,542,000	5,313,000	0	14,168,000